男女がともに輝く社会の実現をめざして

第5次
阿武町男女共同参画プラン

（令和３年度～令和７年度）

阿　武　町

阿武町男女共同参画シンボル

アブチョウ

阿武町の「阿」とＡＢＵから鳥を表現。
鳥には飛翔という意味があり、男女がともに
新たな世界で活躍できるようにという思いが
込められている。

「阿武町男女共同参画プラン」の改定にあたって

本町では、2001 年（平成 13 年）に「阿武町男女共同参画プラン」を策定し、男女がともに輝く社会の実現に向けてさまざまな施策の推進に取り組んでまいりました。

近年の社会情勢は、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、家族形態やライフスタイルの変化による社会的・経済的格差の拡大など大きく変化しており、本町においても、少子高齢化や未婚化・晩婚化など課題は多くあります。また、世界に蔓延している新型コロナウイルス等の影響により自宅で過ごす機会が増え、男女がともに支え合って生活していくことの必要性を改めて実感させられたところです。

こうした中、このたび「第４次阿武町男女共同参画プラン」の計画期間が終了することから、社会情勢の変化、男女共同参画意識の高まりなどを踏まえ「第５次阿武町男女共同参画プラン」を策定しました。

見直しに当たっては、庁内の阿武町男女共同参画推進本部で素案を作成し、阿武町男女共同参画審議会等で、広く町民の皆様の意見を反映させていただきながら、審議会と行政が一体となって進めてまいりました。

今回策定したプランでは、従来の基本目標Ⅱを女性活躍推進法第６条に基づく市町村推進計画として位置づけることで、社会進出をめざす女性の支援に一層力を入れてまいります。また、新たに性的少数者にも配慮した項目を設けることで、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の大きな目標の１つであるジェンダー平等の実現に向けて取り組んでまいります。

今後も、このプランの推進を町政の重要課題として位置づけ、町民、職域、行政が力を合わせて取り組むことにより､活力と魅力あるまちづくりを推進してまいります。

終わりに、計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました阿武町男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、ご協力を賜りました多くの皆様に心からお礼申し上げます。

2021 年（令和３年）３月

阿武町長　花　田　憲　彦

目　　次

第１章　男女共同参画プラン作成の背景　・・・ 1

☆男女共同参画社会の進展　・・・ 2
☆男女共同参画プランの策定　・・・ 2
☆策定にあたっての基本方針　・・・ 3
☆国内外の動き　・・・ 3
１　世界の動き　・・・ 3
２　国内の動き　・・・ 4
３　山口県の動き　・・・ 5
４　阿武町の動き　・・・ 6

第２章　プランの内容（目標及び施策）　・・・ 7

基本理念　・・・ 9
基本目標Ⅰ　互いの人権を尊重した意識の醸成　・・・ 10
重点目標１　社会制度や慣行の見直し　・・・ 10
重点目標２　固定的な性別役割分担意識の改善　・・・ 12
重点目標３　政策・立案・方針決定の場への女性の参画推進　・・・ 13
基本目標Ⅱ　働きやすい社会環境づくり　・・・ 15
重点目標１　職場における男女平等の意識の改善と労働環境の整備・・・ 15
重点目標２　働く女性の支援体制の確立と条件整備　・・・ 17
基本目標Ⅲ　豊かに暮らせるまちづくり　・・・ 19
重点目標１　安心して暮らせる制度の充実　・・・ 19
重点目標２　生涯を通した健康づくりの促進　・・・ 22
重点目標３　多様な生き方・生きがいの実現　・・・ 23
重点目標４　国際感覚の醸成と交流の促進　・・・ 25
計画指標一覧　・・・ 27

第３章　推進体制　・・・ 31

《付属資料》　・・・ 33
１　男女共同参画社会基本法　・・・ 34
２　山口県男女共同参画推進条例　・・・ 41
３　阿武町男女共同参画審議会設置条例　・・・ 46
４　阿武町男女共同参画審議会委員名簿　・・・ 47
５　阿武町男女共同参画推進本部設置要綱　・・・ 48
６　年表「国際婦人年」以降の世界・国・県・町の動き　・・・ 49
７　用語解説　・・・ 56

第１章

男女共同参画プラン作成の背景

第１章　男女共同参画プラン作成の背景

……男女共同参画社会の進展……

女性問題とは、政治、経済、労働などの公的分野、家庭生活などの私的分野など広範多岐な分野において、女性が女性であるというだけの理由で不利益や不平等な処遇を受けたり、持っている能力などを正当に評価されない状態にあったりすることをいいます。

女性問題を解決していくためには、男女が性による差別をされることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる機会が確保され､社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことが必要となります。したがって、一人ひとりを個人として尊重し、職場や地域活動の場において「参加」の状態だけでなく、企画・立案・意志決定の段階から加わって、自分の意見を反映させていくような「参画」の状態へ進むよう求めています。

そのためにも「男は仕事、女は家庭」という従来の固定された性別役割分担を是正し、女性が職場や地域活動に参画できるような社会づくりを図っていくことが必要です。

……男女共同参画プランの策定……

男女共同参画プランは、国や地方自治体が、女性の地位向上に取り組むために、女性問題の解決に向けた具体的な目標や実施すべき施策などを示したものです。1977 年（昭和 52 年）に、国により女性のための最初の「国内行動計画」が策定されて以来、地方自治体レベルにおいても、次々と女性行動計画が策定されてきました。

山口県でも 1979 年（昭和 54 年）に「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」が策定され、1998 年（平成 10 年）に「やまぐち男女共同参画プラン」に改定されました。

また、2000 年（平成 12 年）７月には「山口県男女共同参画推進条例」が公布され 10 月から施行されています。これを受けて 2001 年（平成 13 年）、阿武町においても、男女共同参画社会に向けた計画「阿武町男女共同参画プラン」を策定し、５年ごとに改定を行ってきました。今回 2021 年（令和３年）は第５次の改定となります。

……策定にあたっての基本方針……

１　このプランの策定にあたっては、「阿武町男女共同参画審議会」が中心となり、町民、職域、行政とが一体となって取り組みました。

２　このプランの期間は、令和３年度から令和７年度までの５年間とします。
なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて計画の見直しを行います。

……国 内 外 の 動 き……

１　世界の動き

世界の動きとして、国連は、1975 年（昭和 50 年）を「国際婦人年」と決定し、「平等、開発、平和」を目標として、メキシコシティで第１回目の世界女性会議である「国際婦人年世界会議」が開催され「世界行動計画」が採択されました。

1980 年（昭和 55 年）には、「雇用、健康、教育」をサブテーマとして、コペンハーゲン（デンマーク）で「『国際婦人の１０年』中間年世界会議」が開催され、「国連婦人の 10 年後半期行動プログラム」が採択されました。また、「女子差別撤廃条約」の署名式が行われ、我が国もこれに署名しました。

1985 年（昭和 60 年）には、ナイロビ（ケニア）で「ナイロビ世界会議」が開催され、10 年間の成果と評価を行い、「西暦 2000 年に向けて婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（「ナイロビ将来戦略」）が採択されました。

1995 年（平成７年）には、北京（中国）で「第４回世界女性会議」が開催され、「ナイロビ将来戦略」の第２回見直しと評価を行い、2000 年までの国際的指針となる「行動綱領」及び「女性の権利は人権である」などの「北京宣言」が採択されました。

2002 年（平成 14 年）には、持続可能な開発に関する世界首脳会議を開催し、女性への権限付与、女性の解放及び性への平等が、アジェンダ 21、ミレニアム開発目標及び持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画に含まれるすべての活動に統合されることを確保した「持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言」を採択しました。

2005 年（平成 17 年）には「第 49 回国連婦人の地位委員会「北京＋10」世界閣僚級会合」が宣言文を採択しました。

2015 年（平成 27 年）には「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（ＳＤＧｓ）が採択され、17 の目標の中の１つにジェンダー平等についての目標が掲げられました。

２　国内の動き

日本では、1975 年（昭和 50 年）に総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置し、1977 年（昭和 52 年）には、「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されました。

1987 年（昭和 62 年）には、「ナイロビ将来戦略」を受けて、男女共同参画型社会の実現をめざす「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」（「新国内行動計画」）が制定されました。

1994 年（平成６年）には「婦人問題企画推進本部」を改組し、内閣に「男女共同参画推進本部」がつくられ、「男女共同参画室」及び内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置されました。

1996 年（平成８年）、国内行動計画「男女共同参画 2000 年プラン」が策定されました。

1998 年（平成 10 年）、「男女共同参画審議会」から男女共同参画社会の形成の促進を推進していくことを目的とした男女共同参画社会基本法について答申され、1999 年（平成 11 年）「男女共同参画社会基本法」が施行されました。また、農林水産省においても「農山漁村男女共同参画推進指針」が策定され、国、地方公共団体及び国民の責務の明確化の必要性が明らかになりました。

そして 2000 年（平成 12 年）、「男女共同参画基本計画」が策定され、より具体的な施策が推進されています。

法制面では 2002 年（平成 14 年）に「男女雇用機会均等法」が、2003 年（平成 15 年）に「育児・介護休業法」が、2004 年（平成 16 年）に「配偶者から暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」（ＤＶ防止法）が改正される等の整備がされました。

2005 年（平成 17 年）には「男女共同参画基本計画（第２次）」が策定され、2007 年（平成 19 年）には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。2008 年（平成 20 年）には「次世代育成支援対策推進法」の改正、2010 年（平成 22 年）には「育児・介護休業法」が改正されたほか、「男女共同参画基本計画（第３次）」が策定されました。

2013 年（平成 25 年）には「ストーカー規制法」が改正。2014 年（平成 26 年）には「配偶者から暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」も改正され、被害者の範囲が広がり、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者が含められるとともに、「次世代育成支援対策推進法」も改正され、次世代育成支援対策の実施が特に優秀な事業者への特例認定制度が創設されました。

2015 年（平成 27 年）には「第４次男女共同参画基本計画」が策定されるとともに、「女性活躍推進法」が施行され、事業主に対し「一般事業主行動計画」の策定・実施によるポジティブ・アクション（※１）の推進、女性活躍に関する取組が広く求められています。

2016 年（平成 28 年）には一億総活躍社会（※２）の実現に向けて、少子高齢化問題に政府を挙げて取り組むこととし、働き方改革のスタートが切られました。

そして、2020 年（令和２年）に「男女共同参画基本計画（第５次）」が決定されました。また、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は令和２年度から４年度の３年間を「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」としており、取組を強化しています。

３　山口県の動き

山口県では、1979 年（昭和 54 年）には、「国際婦人年」以降の世界的な動きと我が国における「国内行動計画」を受けて、女性行政施策の指針となる「よりよい社会を目指す山口県婦人行動計画」が策定されました。

また、1982 年（昭和 57 年）には「婦人対策室」を新設、翌年には「婦人青少年課」が設置され、女性行政を推進する組織が整備されました。

1994 年（平成６年）には、課の名称を「女性青少年課」に改め、また 1995 年（平成７年）には、全庁的な推進体制として「やまぐち女性プラン推進本部」が設置されました。

1998 年（平成 10 年）には、国の「男女共同参画 2000 年プラン」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて、県が取り組むべき施策の基本的方向を明らかにした「やまぐち男女共同参画プラン」が策定されました。

2000 年（平成 12 年）には、全国で３番目に「山口県男女共同参画推進条例」が施行されました。また農林水産業でも「山口県における農山漁村男女のパートナーシップに関する指標」が策定され、国・地方自治体及び県民の責務の明確化が図られました。

2001 年（平成 13 年）には「男女共同参画課」が設置され、「やまぐち男女共同参画プラン推進本部」が「山口県男女共同参画推進本部」に改組されました。

さらに、ＤＶなどの相談に積極的に対応するため、「山口県女性相談所」を再編し、「山口県男女共同参画相談センター」が開設され、2002 年（平成 14 年）には、「山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）」が策定されました。

2006 年（平成 18 年）には「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、2011 年（平成 23 年）には「山口県男女共同参画基本計画（第２次改定版）」、「やまぐち子どもきららプラン 21（山口県次世代育成支援行動計画）」が改定されました。

2013 年（平成 25 年）には「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が改定。2016 年（平成 28 年）には「第４次山口県男女共同参画基本計画」、「第４次山口県男女共同参画基本計画」および、「やまぐち子どもきららプラン 21（山口県次世代育成支援行動計画・後期計画）」が策定されました。

そして、2021 年（令和３年）に「第５次山口県男女共同参画基本計画」が策定されました。

４　阿武町の動き

「夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化の町－阿武町」の実現を目指して、まちづくりを進めている本町において、女性問題への取り組みは 1955 年(昭和 30 年)の町村合併以来、婦人会を中心に女性の地位向上を推進してきました。

1992 年(平成４年)には、町内の女性の各種団体が相互の連携と女性問題などに取り組むため、「阿武町婦人団体連絡協議会」が結成されました。

また、1997 年（平成９年）には機構改革を行い、女性行政の総合窓口として「農村生活係」を経済課(現：農林水産課)に新設しました。

阿武町婦人団体連絡協議会結成以来、毎年 10 月のハーモニー月間中には「男女共同参画による地域づくりフォーラム」を開催してきました。

近年の社会をとりまく環境は、国際化、情報化の進展に加え、過疎化、少子・高齢化、また女性問題にかかわる急速な変化など、めまぐるしく変わってきました。このような状況をふまえ、2000 年(平成 12 年)10 月に女性行政の総合調整、推進を図るため「阿武町男女共同参画推進本部」を設置しました。

また、同年 12 月には「阿武町男女共同参画審議会条例」を施行し、2001 年（平成 13 年）６月には、将来の町の指針となる「阿武町男女共同参画プラン」を策定。2006 年（平成 18 年）には、プランの見直しを図りました。

2010 年（平成 22 年）には「阿武町次世代育成支援行動計画・阿武町こどもプラン」を策定し、2011 年（平成 23 年）「第３次阿武町男女共同参画プラン」を策定しました。

2015 年（平成 27 年）には、阿武町役場を特定事業所として、女性活躍推進法に基づく「阿武町特定事業主行動計画」並びに、「阿武町子ども･子育て支援事業計画」を、2016 年（平成 28 年）には「第４次阿武町男女共同参画プラン」を策定しました。

そして、2021 年（令和３年）に「第５次阿武町男女共同参画プラン」を策定し、「阿武町特定事業主行動計画」の改定を行いました。

第２章

プランの内容（目標及び施策）

第２章　プランの内容（目標及び施策）

基本理念	基本目標	重点目標	施策の方向
男女がともに輝く社会の実現	Ⅰ　互いの人権を尊重した意識の醸成	1　社会制度や慣行の見直し	①　男女平等意識の定着を図る教育、学習の推進
			②　女性の権利に関する法律・制度の普及啓発
			③　メディアの活用
			④　多種多様な人々の理解
		2　固定的な性別役割分担意識の改善	①　家庭生活における共同意識の浸透
			②　育児、介護に関する制度の普及啓発
		3　政策・立案・方針決定の場への女性の参画推進	①　審議会、委員会等への女性の登用
			②　女性の資質の向上
	Ⅱ　働きやすい社会環境の整備	1　職場における男女平等意識の改善と労働環境の整備	①　各種職業、職場の特性を活かした労働環境の整備
			②　女性労働者に対する労働条件の整備
			③　女性労働者に対する男性のパートナーシップの意識の醸成
	市町村推進計画（女性活躍推進法第６条）		④　女性の職業意識の自覚と高揚
			⑤　女性の能力開発と発揮
			⑥　女性の管理職登用
		2　働く女性の支援体制の確立と条件整備	①　働く女性が安心できる子育て環境の整備
			②　母性保護の啓発と母子健康福祉の充実
			③　女性の経営参画の必要性と支援
			④　女性起業家等の育成と支援
	Ⅲ　豊かに暮らせるまちづくり	1　安心して暮らせる制度の充実	①　地域介護制度の充実
			②　高齢者、障がい者等の社会参画への支援
			③　子ども、女性に対する暴力、性犯罪等の防止
			④　ＤＶ等相談窓口の充実
			⑤　防災分野への男女共同参画の推進
		2　生涯を通した健康づくりの促進	①　ライフサイクルに応じた健康づくりの推進
			②　ひとり親家庭、ひとり生活者に対する支援
		3　多様な生き方・生きがいの実現	①　生涯学習、ボランティア活動の充実
			②　各種団体のネットワークづくり
			③　起業家の育成
			④　伝統技能（術）の継承
		4　国際感覚の醸成と交流の促進	①　国際交流の推進
			②　国際理解教育の推進
			③　外国語学習の推進

基　本　理　念

近年の社会情勢は、人口減少、少子高齢化、国際化、また情報化などめまぐるしく変化をしてきています。

このような社会の変化に対応し、21 世紀を心身ともに豊かでいきいきと輝き、安心して暮らせる社会にするためには、男女がともに輝き、支えあい、またお互いの人権を認めあい、個性と能力が発揮できる「男女共同参画社会」の実現が一層重要な課題となってきました。

この「阿武町男女共同参画プラン」は、国においては 1999 年（平成 11 年）６月に施行した「男女共同参画社会基本法」や山口県が 2000 年（平成 12 年）10 月に施行した「山口県男女共同参画推進条例」などの行動計画の理念を基本にしています。

阿武町においても令和２年に策定されました「第７次阿武町総合計画」の基本理念である「選ばれる町をつくる」の実現に向け、男女が社会の対等なパートナーとして、自らの意志により、あらゆる分野でともに参画し協力、分担しながら責任を担う町「阿武町」をめざします。

基　本　目　標

「阿武町男女共同参画プラン」は、男女がともに輝き、支えあい、お互いに人権を尊重しながらあらゆる分野に個性と能力が発揮できる社会をめざし、３つの基本目標を掲げ各種施策を推進します。

基本目標Ⅰ

互いの人権を尊重した意識の醸成

地域や家庭の中での慣習、風習等における性別の役割分担の意識を改め、一人ひとりが個人として尊重されるように、男女平等の意識づくりを推進します。

基本目標Ⅱ

働きやすい社会環境の整備

市町村推進計画
（女性活躍推進法第６条）

働く女性が増加する中で、男女がともに家庭における責任と分担を果たしつつ、仕事にも生きがいの持てる社会づくりのための条件整備を推進します。

基本目標Ⅲ

豊かに暮らせるまちづくり

心身ともに健康で安心した生活が送れるよう、社会的な施策の充実と生涯を通した健康づくりを推進します。

基本目標Ⅰ　互いの人権を尊重した意識の醸成

地域や家庭の中での慣習、風習等における固定的な性別役割分担の意識を改め、一人ひとりが個人として尊重されるように、男女平等の意識づくりを推進します。

重点目標１　社会制度や慣行の見直し

個人のライフスタイル(※３)の選択には中立的な社会制度の確立が必要ですが、社会保障制度、賃金制度、税制などの面においても女性への理解がまだ十分とは言えません。

職場や地域などにおいては、女性の就業条件の不公平性や権利が認められないなどを改善するため、制度の見直しや男性の理解と支援が必要です。

このため、社会制度や差別的慣行を見直すと同時に、女性に関わる制度についても見直しをするよう呼びかけていきます。

施策の方向

① 男女平等意識の定着を図る教育、学習の推進
② 女性の権利に関する法律・制度の普及啓発
③ メディアの活用
④ 多種多様な人々の理解

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
① 男女平等意識の定着を図る教育、学習の推進			
学校・社会教育における男女平等教育の推進	体験や学習を通して、男女が性別にかかわらず信頼、協力し合う意識を醸成する	・町総合計画への位置づけ	総務課
		・男女混合グループによる体験学習及び体験活動の実施	教育委員会
	男女共同参画についての職員研修を実施する	・教職員の人権研修・人権教育研修	教育委員会
	道徳教育や家庭教育の充実、人権尊重教育の推進を図る	・「考え議論する道徳」授業の実践	教育委員会
		・子育て学習講座（思春期の子どもを持つ親の学習会）	教育委員会（ＰＴＡ）
		・阿武町人権を考える集い推進大会	教育委員会
		・阿武町人権学習講座	教育委員会
	啓発資料を作成し、男女平等意識の啓発を進める		
	「家庭教育学級」や「親子教室」等での男女平等教育に関する内容をより充実する	・子育て学習講座（思春期の子どもを持つ親の学習会）	教育委員会（ＰＴＡ）

施策名	内　　容	取　　組	担当課
教育関係者の意識向上	教育活動全体を通して、一人ひとりを大切にする男女平等教育の深化を図る	・男女混合名簿の活用	教育委員会
		・男女保護者による読み聞かせ活動等の学校支援	教育委員会
		・男女混合部活動	教育委員会
	研修機会の確保と参加しやすい場づくり及び支援体制の整備を図る	・リモートでの研修会の推進	教育委員会
②　女性の権利に関する法律・制度の普及啓発			
女性問題に関する研修会等の開催	女性問題に関する学習会や研修会等を開催し、男女の共通理解と女性自らの意識改革や資質の向上に努める	・男女共同参画審議会	総務課
		・職員対象の人権研修	健康福祉課
		・女団連・消団連主催による「地域づくり研究集会」	農林水産課
	学習会や研修会等に参加しやすいように、家族や職場の理解と支援体制の整備を図る	・託児所の開設 （子育てボランティアの配置）	各課
③　メディアの活用			
男女共同参画関連情報の提供	役場や公民館に女性情報コーナーを整備し、情報提供に努める	・男女共同参画関係のポスター掲示	総務課
		・図書コーナーに男女共同参画に関する図書の整備	各公民館
	各種イベント・講座等開催情報については、県男女共同参画課や山口きらめき財団等とも連携し資料収集、情報提供等を図る	・広報（広報誌、防災無線、チラシ等）による啓発	総務課
		・男女共同参画月間（10 月）	総務課
		・啓発資料等を各種団体に提供、集会等で啓発	総務課
	ホームページや広報誌等で男女共同参画の啓発を行う	・町ホームページへ男女共同参画プランの掲載	総務課
		・町ホームページへ阿武町特定事業主行動計画の掲載	総務課
		・『男女共同参画』の幟旗掲揚（10 月）	総務課
		・広報等による啓発	まちづくり推進課
		・「女と男の一行詩」毎月広報掲載	まちづくり推進課
④　多種多様な人々の理解			
性的少数者への支援	ＬＧＢＴＱ＋（※４）について理解を深め、支援する体制を整える	・教員向けの人権研修	教育委員会
		・阿武町人権学習講座	教育委員会

重点目標２　固定的な性別役割分担意識の改善

従来から根強い「男は外、女は家庭を守る」という固定的な性別役割分担意識（※５）から脱皮することで、健全な家庭生活の維持や、女性の職場進出が進むと思われます。

仕事と育児及び家族の介護も両立できるよう、また男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすため、お互いの人権を尊重しながら、その固有の能力が発揮できる社会の形成をめざします。

施策の方向

① 家庭生活における共同意識の浸透

② 育児、介護に関する制度の普及啓発

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
① 家庭生活における共同意識の浸透			
家庭生活における男女平等教育の推進	家庭での男女平等をもとにした家事、育児、介護等の役割分担を推進するため、資料の作成や配布、学習会を開催する	・子育て学習講座（思春期の子どもを持つ親の学習会）	教育委員会（ＰＴＡ）
		・奈古親子バレンタインクッキング料理教室	中央公民館（子育連）
		・男性の料理教室	各公民館 健康福祉課
		・婚姻届提出時に県作成の男女共同参画手帳配布	戸籍税務課 各支所
	家庭でのしつけの共通理解や共通対応のための資料の作成や配布、学習会を開催する	・子育て学習講座（思春期の子どもを持つ親の学習会）	教育委員会（ＰＴＡ）
		・子育て世代包括支援センター おひさま による支援、産前産後ケア	健康福祉課
		・ひよこクラブ（月４回）	みどり保育園
		・みどりママの会（年 10 回程度）	みどり保育園
	青少年の健全育成のために幼児・児童相談、青少年相談窓口を充実する	・広報誌啓発	健康福祉課
		・相談窓口の充実	健康福祉課
② 育児、介護に関する制度の普及啓発			
性と母性に関する教育の充実	妊娠、出産、育児についての知識を男女がともに得られるよう体制を整える	・あそびの教室（月１回）	健康福祉課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
男性の家事、子育て、介護等への参画推進	各種制度の普及と活用促進を図りながら、女性のみならず男性も休暇が取れるよう各方面へ働きかける	・育児休業制度等の周知	総務課
		・児童クラブ（奈古、福賀）	健康福祉課
	子の看護休暇の導入等、新たな制度の改正に努める	・育児、介護、看護休暇等の整備充実	総務課
	パタニティ・ハラスメント(※６)防止のため、啓発活動を行う	・広報等での啓発活動	総務課
	男性が家事等できるよう、自立するための生活能力の向上を図る研修会や料理教室等を積極的に開催する	・男性の料理教室	各公民館 健康福祉課
		・家庭教育啓発（10 月広報誌掲載家庭教育支援強化月間）	教育委員会

重点目標３　政策・立案・方針決定の場への女性の参画推進

男女が対等なパートナーとして、自主的に社会のあらゆる分野に参画でき、政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受し、ともに責任を担う社会が望まれています。

男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、参画の機会を積極的に提供することが大切です。

しかしながら、現実には女性は補助的な立場が多く、組織の方針決定や指導的能力や立場などについて、女性の登用が必ずしも十分とは言えません。

そこで、男女がともに能力を発揮できる就業環境の整備のために、ポジティブ・アクションの促進が必要になってきます。

社会構成の半数を占める女性の能力を正しく評価し、積極的な参画・登用を拡大するとともに、男女があらゆる分野に参画、協力、分担できる場づくりが重要です。

また、女性の登用を促進することと並行して、男性の理解も必要不可欠な要素であることから、お互いに連携を取りながら支援体制の整備に努めます。

施策の方向

①　審議会、委員会等への女性の登用

②　女性の資質の向上

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　審議会、委員会等への女性の登用			
審議会、委員会への女性登用の推進	審議会、委員会等への女性の参画、登用を促進する	・阿武町男女共同参画審議会	総務課
		・市町村交通安全対策会議	総務課
		・特別職報酬等審議会	総務課
		・住みよいふるさとづくり計画審議会	まちづくり推進課
		・阿武町国民健康保険運営協議会	健康福祉課
		・阿武町介護認定審査会	健康福祉課
		・阿武町地域福祉運営協議会	健康福祉課
		・阿武町健康づくり推進協議会	健康福祉課
		・民生委員推薦会	健康福祉課
		・障害者総合支援審査会	健康福祉課
		・阿武町子ども子育て会議	健康福祉課
		・阿武町農業委員会	農林水産課
		・阿武町空き家等対策審議会	土木建築課
		・教育委員会	教育委員会
		・公民館運営審議会	教育委員会
		・社会教育委員会	教育委員会
		・スポーツ推進委員会	教育委員会
推進体制の見直し	審議会、委員会等へ女性が選任されるよう、啓発や検討の場を設ける	・阿武町男女共同参画推進本部会議	総務課
②　女性の資質の向上			
女性のエンパワーメント（※７）の支援	女性の能力開発と学習機会の充実によって、社会的資質の向上を図る	・女性消防団員を対象とした初期消火・救命講習会の開催	総務課
		・女性消防団員の火災予防後方支援	総務課
		・女性消防団員による住民への初期消火指導	総務課
		・消防団協力隊を対象とした初期消火講習会の開催	総務課
		・ルーラル 315・376 フェスタ	農林水産課
		・女団連・消団連による「おいでよ！阿武町」を活用した阿武町の紹介	農林水産課
		・女団連・消団連主催による「地域づくり研究集会」	農林水産課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
女性のエンパワーメントの支援	女性の登用、エンパワーメントへの支援について事業所や団体への協力要請を行う		
	自主的な学習成果の評価と提言の場を設ける	・わが地域自慢の知恵・技グランプリへの出品	農林水産課

市町村推進計画（女性活躍推進法第６条）

基本目標Ⅱ　働きやすい社会環境の整備

男女共同参画社会が進み、女性の労働力率の上昇や職場環境の改善に向けて各職場が積極的に取り組んでいます。しかし、女性の能力が十分に発揮できていない環境もまだあることが現状です。

男性中心型労働慣行（※８）の変革のため労働条件と社会環境の整備を進める一方、さまざまな研修会を通して、あらゆる場面に対応できる能力が発揮できるよう支援をすることが必要になってきます。

よって、この目標を女性活躍推進法第６条に基づく市町村推進計画（※９）に位置づけ、社会進出をめざす女性の力になれるよう努めます。

重点目標１　職場における男女平等の意識の改善と労働環境の整備

多種多様な雇用形態があるなか、性別にとらわれず、個人の能力が十分に発揮でき、また、平等な待遇が受けられるよう、就業条件や労働環境の整備が必要です。

特に農林水産業や自営業に従事する女性が、経済的な自立や自信と充実感をもって暮らすためには、対等なパートナーとして経営や運営に参画し、役割分担を明確にすることが必要です。そして、女性の労働力が正当な評価を受け、さらには賃金に反映されるよう、改善することも重要な課題です。

そのため家族経営協定（※10）や、簡易な家族のルールづくりなどを行う一方、パートタイム就業者や育児休業者の復職への支援など、環境整備を推進します。

施策の方向

① 各種職業、職場の特性を活かした労働環境の整備
② 女性労働者に対する労働条件の整備
③ 女性労働者に対する男性のパートナーシップの意識の醸成
④ 女性の職業意識の自覚と高揚
⑤ 女性の能力開発と発揮
⑥ 女性の管理職登用

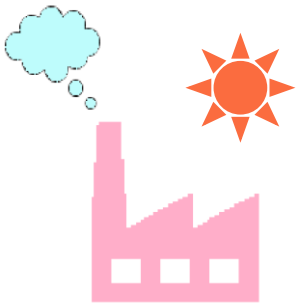

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　各種職業、職場の特性を活かした労働環境の整備			
生きがいのある女性の労働条件の整備	農林水産・商工業等自営業に従事する女性の経済的自立向上を図るための労働環境の整備を支援する	・家族経営協定の締結の促進	農林水産課
女性の経営、運営への参画	女性の労働が正当な評価を受け、さらに賃金や報酬、勤務時間等に反映されるよう改善する		
多様な働き方が選択できる環境整備	ライフステージ(※11)に応じた多様な働き方へのニーズに対応するため、各種情報提供や新たな就業の仕組みを検討する	・住民票の旧姓併記	戸籍税務課
		・ＩＣＴ(※12)を活用した在宅勤務やテレワークなどの就業形態を検討	各課
②　女性労働者に対する労働条件の整備			
相談体制の充実	関係機関と連絡をとり、相談体制を充実する	・ハローワーク(※13)の情報をホームページ及び役場窓口に設置	まちづくり推進課
働きやすい職場環境整備	マタニティ・ハラスメント(※14)防止のための啓発を行う	・広報等での啓発活動	総務課
③　女性労働者に対する男性のパートナーシップの意識醸成			
男性労働者に対する研修会等の開催	男性の管理職や職場内の男性に対して女性と対等に働く意識づけを促進する		
④　女性の職業意識の自覚と高揚			
女性の職業意識の自覚	経営感覚や就業規則など働くことについて女性自らがプロ意識を持てるように研修会等を開催する	・農事組合法人女性部の視察研修、研修会開催支援	農林水産課
		・加工研修会への支援	農林水産課
		・女団連・消団連主催による「地域づくり研究集会」	農林水産課
⑤　女性の能力開発と発揮			
職業意識の向上と能力の開発	ハローワーク等の関係機関との連携を取りながら情報提供に努める	・求人情報を毎月広報誌に掲載	まちづくり推進課
		・求人情報を町ホームページに掲載（２週間に１回更新）	まちづくり推進課
		・セミナーの紹介	まちづくり推進課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
⑥　女性の管理職登用			
女性の人材育成	女性職員の業務内容を再検討し職務の拡大を図る		
	女性の管理職、指導的な立場への登用を拡大、推進する	・女性管理職等への登用	総務課
		・社会福祉協議会（事務局長、センター長）	社会福祉協議会
		・阿武福祉会（苑長）	阿武福祉会

重点目標２　働く女性の支援体制の確立と条件整備

男女がともに職業生活、家庭生活の両立及び地域活動への参画に向け、お互いに立場を活かせるしくみづくりを促進することが重要です。

また、働く女性のライフスタイルに適応した母性の保護や、多様な就業条件、安心して働ける支援体制の整備が必要です。

施策の方向

① 働く女性が安心できる子育て環境の整備
② 母性保護の啓発と母子健康福祉の充実
③ 女性の経営参画の支援
④ 女性起業家等の育成と支援

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　働く女性が安心できる子育て環境の整備			
育児環境の整備、充実	女性が安心して働けるよう子育て支援を充実する	・「阿武町特定事業主行動計画」の運用	総務課
		・児童クラブ（奈古、福賀）	健康福祉課
		・子育て世代包括支援センター おひさま の運用	健康福祉課
		・保育サービスの充実	みどり保育園
	保育施設の多機能化を推進する	・みどり保育園園庭開放（週６日）	みどり保育園
		・ひよこクラブ（月４回）	みどり保育園
		・地域子育て支援センター ほっとハウスみどり	みどり保育園
		・保育料完全無償化	みどり保育園
		・子育て専用ダイヤルの設置	みどり保育園

施策名	内　　容	取　　組	担当課
育児環境の整備、充実	学童保育の促進と健全な子どもの育成のための家庭、地域の支援体制を整える	・児童クラブ（奈古、福賀）	健康福祉課
		・放課後子ども教室	教育委員会
	子育て支援対策として、親、保育士、子育てボランティア等が交流できる「親の居場所」づくりを促進する	・みどり保育園園庭開放（週６日）	みどり保育園
		・みどりママの会	みどり保育園
	保健推進員との連携を図り、相談・支援体制を充実する	・子育て輪作り婦人会若葉学級	各公民館 健康福祉課
②　母性保護の啓発と母子健康福祉の充実			
母性保護の啓発と母子福祉の充実	母性の尊重と母性保護の正しい理解と認識を図るための啓発を進める	・新生児訪問指導事業	健康福祉課
		・みどりママの会「子育て講演会」	みどり保育園
		・ひよこクラブ（月４回）	みどり保育園
	妊産婦や乳幼児の健診、講演会等を通し、母性保護の充実を図る	・乳児健診助成（１、３、７か月）	健康福祉課
		・妊婦健診助成（14 回）	健康福祉課
		・産婦健診（２回）	健康福祉課
		・子育て世代包括支援センター おひさま の運用	健康福祉課
		・子育て学習講座（思春期の子どもを持つ親の学習会）	教育委員会 （ＰＴＡ）
	保健推進員との連携を図りながら母子健康指導、相談体制を充実する	・保健推進員による訪問	健康福祉課
③　女性の経営参画の必要性と支援			
女性の経営参画と環境づくり	生産技術や経営管理能力向上のための研修会等を実施する	・農事組合法人女性部の研修会開催支援	農林水産課
④　女性起業家等の育成と支援			
女性の特技特性の活用と支援	地域の産物を活用した加工品製造や消費者との交流、販路拡大等を行う個人・団体の活動を支援する	・阿武町暮らし支援センター運営	まちづくり推進課
		・地域おこし協力隊、集落支援員の活動支援	まちづくり推進課 農林水産課
		・農事組合法人女性部活動支援	農林水産課
		・女性起業グループ等活動支援	まちづくり推進課 農林水産課
		・セミナーの紹介	まちづくり推進課

基本目標Ⅲ　豊かに暮らせるまちづくり

各個人のライフサイクル(※15)において、心身ともに健康で、生涯を充実して過ごすための願望はさまざまです。現在、介護をしている人(介護者)と介護を受けている人(被介護者)の関係は、配偶者、親、嫁など家族が介護をするというケースが多く、人手が足りない、設備が不十分などの問題や、介護者、被介護者ともに高齢化しているなど、大きな問題となってきました。

今日の情報社会の中で、世代ごとの生活や、やりがいなどを充実させながら、個人の能力が地域社会の中で認められ、生涯を通して生きがいのある生活目標を持ち、豊かなまちづくりへ参画することが望まれます。

このため、誰もが多種多様な生き方を選択できるよう、学習活動の場、地域介護体制の整備などを進めます。

重点目標１　安心して暮らせる制度の充実

本町の高齢化率は、下記の表のように増加の一途をたどっています。

超高齢化社会を豊かで活力ある社会としていくためには、高齢期の男女が単に支えられる側ということでなく、他の世代とともに社会を支える重要な一員としての役割を果たすことが大切です。そして、高齢者や障がいのある人への偏見をなくし、社会参画の機会と場を広げ、経済的自立を進めるとともに、男女がいきいきと安心して暮らせる社会環境整備を進めます。

また、職場や地域におけるセクハラ、配偶者やパートナーからの暴力（ＤＶ）の防止に向けて、広報啓発や相談窓口などの体制の充実を図るとともに、近年、デートＤＶ(※16)やＳＮＳ(※17)などのインターネットを経由した暴力が問題となっていることから、若年層への予防啓発を推進します。

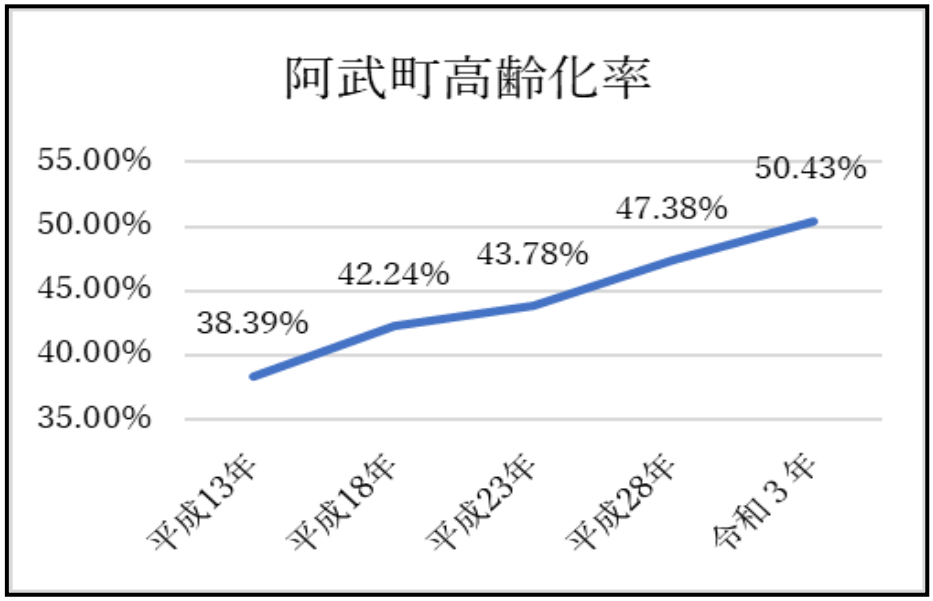

施策の方向

① 地域介護制度の充実
② 高齢者、障がい者等の社会参画への支援
③ 子ども、女性に対する暴力、性犯罪等の防止
④ ＤＶ等相談窓口の充実
⑤ 防災分野への男女共同参画の推進

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
① 地域介護体制の充実			
高齢者福祉の充実	高齢者が社会の一員として生きがいのある生活が送られるよう介護予防や生活支援事業を促進し、地域でお互いに支え合う活動を展開する	・在宅福祉事業の各種メニュー事業の実施	健康福祉課
		・食生活改善事業	健康福祉課
		・物忘れ健診・認知症普及活動	健康福祉課
		・ふれあいキッチン（各集落年２回）	健康福祉課
		・高齢者料理教室（各地区年２回）	健康福祉課
		・家族介護教室・認知症家族の集い	健康福祉課
		・軽度生活援助事業 ホームヘルプサービス等介護保険の対象とならない人へのサービス	健康福祉課
		・敬老の日大会	健康福祉課
		・高齢者教室（奈古、福賀、宇田郷）	各公民館
		・自治会敬老会	各自治会
② 高齢者、障がい者等の社会参画への支援			
高齢者、障がい者の社会参画・文化活動の推進	地域活動を中心に伝統芸能の伝承に努め、文化財についても学習する機会を提供する	・障がい者、高齢者等の各種イベントへ参画	教育委員会
		・地域学習の講師 （ゲストティーチャー）	教育委員会
	文化芸術に親しむことにより心豊かな充実した生活が送れるよう行事の情報や施設の提供に努める	・各種行事、講座への施設等の解放	教育委員会
	バリアフリー(※18)についての情報提供や相談窓口体制を充実する	・阿武町総合相談センター機能強化	社会福祉協議会
	高齢者、障がい者、児童等がふれあいながら身近な地域で多様な福祉サービスを手軽に利用できるよう拠点を整備し利用を促進する	・地域交流高齢者福祉複合施設 「ひだまりの里」「いらお苑」 利用促進	健康福祉課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
高齢者、障がい者の社会参画・文化活動の推進	高齢者、障がい者、児童等がふれあいながら身近な地域で多様な福祉サービスを手軽に利用できるよう拠点を整備し利用を促進する	・小地域福祉サービス拠点「くすの社」「ひだまりの里」利用促進	阿武福祉会
		・コミュニティカフェの利用促進	阿武福祉会
	公共的建物等のユニバーサルデザイン(※19)化を推進する	・水ヶ迫団地ユニットバス化	土木建築課
	シルバー人材センター登録者の活用を推進する	・役場各種業務でのシルバー人材センター利用促進	まちづくり推進課
		・シルバー人材センターの登録人員の確保	まちづくり推進課
③　子ども、女性に対する暴力、性犯罪等の防止			
相談体制の充実	性犯罪、売買春、家庭内暴力、セクハラ、ＤＶ、デートＤＶ等の防止のための広報啓発活動を促進する	・小学校新入生に防犯ブザーを支給	総務課
		・薬物乱用防止啓発活動	健康福祉課 教育委員会
		・薬物乱用防止教室の実施（各校１時間）	教育委員会
		・デートＤＶに関する啓発冊子配布	健康福祉課
	有害図書の追放や啓発活動を進め、青少年健全育成に努める	・「子ども 110 番の家」（計 20 カ所）	教育委員会
		・全国青少年健全育成強調月間啓発	教育委員会
		・子ども環境クリーンアップ事業（有害図書パトロール等）	教育委員会
	インターネットやＳＮＳ等の利用による暴力を防ぐため、情報モラル教育や啓発活動を促進する	・インターネット等の情報モラル教育を促進	教育委員会
④　ＤＶ等相談窓口の充実			
相談体制の充実	被害者が相談しやすいように相談窓口等の整備に努める	・健康福祉課窓口で随時相談受付	健康福祉課
		・無線、広報による周知啓発（適宜）	健康福祉課
	男女共同参画の推進を妨げる大きな要因の１つにＤＶがあり、殴る蹴るといった暴力の他、精神的な暴力についての相談、カウンセリング、一時保護など情報提供を行う	・ＤＶ相談体制の充実	健康福祉課
		・ＤＶ並びにストーカー行為等の被害者保護の支援措置	戸籍税務課
		・父母離婚時等における未成年の子との面会交流・養育費負担の取り決め推進	戸籍税務課
		・町営住宅の優先入居	土木建築課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
⑤　防災分野への男女共同参画の推進			
拠点の充実	防災体制の整備にあたっては、被災時の男女のニーズの違いなども踏まえ、男女双方の視点に十分配慮するよう努める	・町防災計画に男女双方の視点を盛り込む	総務課

重点目標２　生涯を通した健康づくりの促進

豊かに暮らすためには、生涯を通して健康であることが不可欠です。

健康で心豊かな生活を送るため、ライフサイクルにそった積極的な健康の維持増進を図ることが重要です。そのためには、健康診断などに加え、心の健康や新たな疾病に対する対策を講じるとともに、健康阻害要因などの正しい知識の習得や情報の提供を図ります。

施策の方向

①　ライフサイクルに応じた健康づくりの推進

②　ひとり親家庭、ひとり生活者に対する支援

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　ライフサイクルに応じた健康づくりの推進			
ライフサイクルに沿った健康管理の推進	健康管理や健康教育の充実を図る	・住民健診	健康福祉課
	病気があっても前向きに元気に生きるという新しい健康観を普及する	・元気出前講座（随時）	健康福祉課
		・健康教室（さくら会）（月１回）	健康福祉課
	健康づくりのための行動が継続できるよう、楽しく実践できるしくみづくりを推進する	・ハッピーマイレージの推進	健康福祉課
		・自主グループ活動支援（随時）	健康福祉課
		・ラジオ体操の推進	健康福祉課
	自己の体力に沿った健康づくりを推進する	・スポーツの日常化・啓発	教育委員会
		・新体力テスト・体力測定	教育委員会
		・ニュースポーツの出前講座	教育委員会
		・スポーツ推進計画の策定・実施	教育委員会
		・ＡＢＵスマイル 10 分運動の推進	教育委員会
		・大人のラジオ体操	教育委員会

施策名	内　　容	取　　組	担当課
②　ひとり親家族、ひとり生活者に対する支援			
生活の安定と自立	ひとり親家庭やひとり生活者等の弱い立場にある世帯の生活の安定を図る	・相談体制の充実、制度の活用	健康福祉課
	自立支援のための相談体制の充実を図る	・相談体制の充実、制度の活用	健康福祉課

重点目標３　多様な生き方、生きがいの実現

女性の社会参加や就業への意欲が高まるなか、生き方や暮らし方も多様化してきており、これまでの社会の慣行や画一的な価値観は必ずしも当てはまらなくなってきています。

また、男女を問わず個々の生きがいや、やりがいも多様化しており、その人らしい生き方を模索しています。男女がともに、その人の持てる能力を発揮し、ボランティア活動などへの積極的な参加を図るなど、社会活動や学習ニーズへの対応が望まれています。

そのためには、仲間づくりの輪を広げまちづくりなどの活動にこれらの人材を活かす取り組みが必要であり、多様な生き方を選択できるような生涯学習、ボランティア活動などを推進すると同時に、これらを担う各種団体のネットワーク化を推進します。

施策の方向

①　生涯学習、ボランティア活動の充実
②　各種団体のネットワークづくり
③　起業家の育成
④　伝統技能（術）の継承

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　生涯学習、ボランティアの充実			
生涯学習推進体制の整備	生涯学習を推進するため、家庭、学校、職場、地域社会が一体となって取り組めるよう体制を整備する	・グリーンパークあぶ利用促進	まちづくり推進課
		・Ｉ　ＬＯＶＥあぶ町クリーンアップ大作戦	健康福祉課 総務課 土木建築課
		・食育の日、トークの日、エコの日の実践活動の展開（月１回）	健康福祉課
		・男性の料理教室	各公民館 健康福祉課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
生涯学習推進体制の整備	生涯学習を推進するため、家庭、学校、職場、地域社会が一体となって取り組めるよう体制を整備する	・地域教育力活性化推進活動の強化（コミュニティスクールのさらなる充実）	教育委員会
		・家庭の日（毎月第３日曜日）	教育委員会
		・中学生・高校生（萩高奈古分校）による地域貢献ボランティア	教育委員会
		・大人のラジオ体操教室	教育委員会
生涯学習推進体制の整備	幅広いボランティア活動推進のための拠点設置を推進する	・消防団協力隊の設置	総務課
		・体験活動・ボランティア活動強化（地域協育ネット(※20)・スポーツボランティア）	教育委員会
	情報提供や団体間の交流機会の拡充を図る	・むらまち交流事業の推進・支援（農漁家民宿、ゲストハウス）	まちづくり推進課
		・まちの縁側推進プロジェクト（キャンプ場、体験プログラム）	まちづくり推進課
		・大人のラジオ体操	教育委員会
		・各種交流活動の支援（海交流、山菜狩り、キノコ狩り、グリーンツーリズム等）	まちづくり推進課 農林水産課
②　各種団体のネットワークづくり			
地域社会やコミュニティ活動への参画推進	地域で社会教育等に積極的に参画できるよう、開催日時等に配慮し、参加しやすい活動方法の検討を図る	・行事や会議の夕方、土日開催	各課
		・リモート会議	各課
	地域活動において男女リーダーの育成と支援をする	・自治会役員への女性の参画推進	総務課
		・べっぴん市、ハンドメイドマーケット	まちづくり推進課
		・各種研修会の紹介	教育委員会
③　起業家の育成			
女性起業家の育成	農林水産物を活用した新商品開発、加工品開発等の活動を行う個人・団体の支援及び育成を図る	・阿武町暮らし支援センターの運営	まちづくり推進課
		・地域おこし協力隊、集落支援員の活動支援	まちづくり推進課 農林水産課
		・起業家支援制度の実施	まちづくり推進課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
女性起業家の育成	農林水産物を活用した新商品開発、加工品開発等の活動を行う個人・団体の支援及び育成を図る	・セミナーの紹介	まちづくり推進課
		・農事組合法人女性部による加工活動の支援	農林水産課
		・女性起業グループ等活動の支援	農林水産課
④　伝統技能（術）の継承			
伝統技能（術）の継承	伝統技能（術）者の発掘と、その人を「ルーラルガイド」として活用し、技能（術）の継承に努め農山漁村の知恵・技・食文化を発信する	・ルーラルガイドの新規登録促進	農林水産課
		・ルーラルガイドによる体験交流会	農林水産課
		・子どもわくわく体験交流会	農林水産課
		・神楽舞、盆踊り、太鼓等の技能（術）の継承	教育委員会

重点目標４　国際感覚の醸成と交流の促進

現在の暮らしは、農林水産業、工業、商業などのどの分野においても、世界の動きと切り離すことができない密接な関係にあり、まさにグローバル化(※21)と言えます。

まちづくり教育の場などにおいても、海外派遣研修や、人材交流などを進めることで国際感覚を持ち、男女問わず将来グローバルに活躍できる人材を育てます。

また、海外から町に滞在する人材を積極的に活用することで住民にも身近に異文化に触れる機会をつくるとともに、マスメディア(※22)やＩＣＴなども利活用しながら国際感覚の醸成と積極的な国際交流と協力への理解、及び参加を促進します。

施策の方向

①　国際交流の推進
②　国際理解教育の推進
③　外国語学習の推進

施策内容

施策名	内　　容	取　　組	担当課
①　国際交流の推進			
国際交流の推進	海外派遣事業等による国際交流を促進する	・高校生語学研修	まちづくり推進課
	外国人等のホームステイの受け入れ体制を整備する	・農漁家民宿２戸、ゲストハウス２戸	まちづくり推進課
	マスメディアやＩＣＴ活用による交流の促進を図る	・ＳＮＳによる交流情報の発信	まちづくり推進課

施策名	内　　容	取　　組	担当課
②　国際理解教育の推進			
国際理解の推進	学校教育、社会教育の中での推進体制の整備を図る	・みどり保育園に外国人青年（女性）を保育士補助員として配置	みどり保育園
		・ＡＬＴ（外国語指導助手）の小・中学校、福賀分園等への派遣	教育委員会
		・ＡＬＴ英会話教室	教育委員会
	情報の収集、提供の場づくりの推進をする	・ＡＬＴ英会話教室	教育委員会
		・地域行事への参加で町民との交流を促す	教育委員会 みどり保育園
③　外国語学習の推進			
学習の場の整備及び充実	ＡＬＴによる語学の研修の促進を図る	・ＡＬＴの各種講座、行事への講師等としての派遣	教育委員会
	身近に英語や異文化に触れる機会をつくり、グローバルに活躍できる人材を育てる	・高校生語学研修	まちづくり推進課
		・みどり保育園に外国人青年（女性）を保育士補助員として配置	みどり保育園
		・保育園、小・中学校、高校連携教育	教育委員会 みどり保育園

計画指標一覧

Ⅰ　基本目標【互いの人権を尊重した意識の醸成】

項　　目		現状値(H27)	目標値(R2)	実績値(R2実績)	達成	目標値(R7)	指標の出典	担当課
公立学校における男女混合名簿の採用率	保育園	100%	維持する	100%	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
	小学校	100%	維持する	100%	○	維持する	阿武町調	教育委員会
	中学校	100%	維持する	100%	○	維持する	阿武町調	
	高等学校	100%	維持する	100%	○	維持する	阿武町調	
教育委員会委員数の内女性の参画度(委員総数３人)		０人	↑	１人	○	維持する	阿武町調	教育委員会
選挙管理委員会委員数の内女性の参画度(委員総数４人)		０人	↑	０人	△	維持する	阿武町調	総務課
監査委員数の内女性の参画度(委員総数２人)		０人	↑	０人	△	維持する	阿武町調	議会事務局
固定資産評価審査委員会委員の内女性の参画度(委員総数３人)		０人	↑	０人	△	↑（１）	阿武町調	総務課
市町村防災会議委員の内女性の参画度(委員総数 19 人)		１人	↑	１人	△	維持する	阿武町調	総務課
民生委員推薦会委員の内女性の参画度(委員総数11人)		４人	↑	３人	×	↑（４）	阿武町調	健康福祉課
国民健康保険運営協議会委員の内女性の参画度(委員総数９人)		２人	↑	１人	×	維持する	阿武町調	健康福祉課
介護認定審査会委員の内女性の参画度(委員総数８人)		４人	↑	４人	△	維持する	阿武町調	健康福祉課
市町村交通安全対策会議委員の内女性の参画度(委員総数 41 人)		５人	↑	６人	○	維持する	阿武町調	総務課
公民館運営審議会委員の内女性の参画度(委員総数10人)		４人	↑	６人	○	維持する	阿武町調	教育委員会
社会教育委員会委員の内女性の参画度(委員総数 10 人)		４人	↑	６人	○	維持する	阿武町調	教育委員会
地方文化財保護審議会委員の内女性の参画度(委員総数７人)		０人	↑	０人	△	↑（１）	阿武町調	教育委員会
市町村国民保護協議会委員の内女性の参画度(委員総数 17 人)		０人	↑	０人	△	↑（１）	阿武町調	総務課
健康づくり推進協議会委員の内女性の参画度(委員総数13人)		５人	↑	４人	×	↑（５）	阿武町調	健康福祉課
特別職報酬等審議会委員の内女性の参画度(委員総数８人)		１人	↑	１人	△	↑（２）	阿武町調	総務課
障害者総合支援審査会委員の内女性の参画度(委員総数５人)		４人	↑	３人	×	維持する	阿武町調	健康福祉課
地域福祉運営協議会委員の内女性の参画度(委員総数10人)		４人	↑	３人	×	↑（４）	阿武町調	健康福祉課
阿武町子ども子育て会議委員の内女性の参画度(委員総数 15 人)		４人	↑	４人	△	維持する	阿武町調	健康福祉課
男女共同参画審議会委員の内女性の参画度(委員総数10人)		６人	↑	８人	○	維持する	阿武町調	総務課
農業委員会委員の内女性の参画度(委員総数６人 ※H27 委員総数10人)		３人	１人	１人	○	維持する	阿武町調	農林水産課

項　　目	現状値(H27)	目標値(R2)	実績値(R2実績)	達成	目標値(R7)	指標の出典	担当課
住みよいふるさとづくり計画審議会(委員総数20人)	－	―	７人	―	維持する	阿武町調	まちづくり推進課
阿武町空き家等対策審議会(委員総数10人)	－	―	２人	―	維持する	阿武町調	土木建築課
消防団員に占める女性の割合(８人)	5.4%	↑	6.0%	○	維持する	阿武町調	総務課

Ⅱ　基本目標【働きやすい社会環境の整備】

項　　目		現状値(H27)	目標値(R2)	実績値(R2実績)	達成	目標値(R7)	指標の出典	担当課
家族経営協定数	農家	10 人	維持する	10 人	○	維持する	阿武町調	農林水産課
	漁家	０人	↑	０人	△	↑	阿武町調	農林水産課
特定農業法人･特定農業団体の内女性組織がある組織数(４団体)		４団体	維持する	４団体	○	維持する	阿武町調	農林水産課
女性起業グループ数		５団体	維持する	５団体	○	維持する	阿武町調	農林水産課
女性生活改善士認定者数	農家	２人	維持する	３人	○	維持する	阿武町調	農林水産課
	漁家	０人	↑	０人	△	↑	阿武町調	農林水産課

Ⅲ　基本目標【豊かに暮らせるまちづくり】

項　　目		現状値(H27)	目標値(R2)	実績値(R2実績)	達成	目標値(R7)	指標の出典	担当課
人権擁護委員数(３人)		３人	維持する	３人	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
シルバー人材センターの会員数		57人	↑	52 人	×	維持する	阿武町調	まちづくり推進課
多様な保育の実施箇所数	延長保育	２カ所	維持する	２カ所	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
	一時預かり	２カ所	維持する	２カ所	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
児童クラブ		２カ所	維持する	２カ所	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
地域子育て支援センター		１カ所	維持する	１カ所	○	維持する	阿武町調	健康福祉課
放課後子ども教室		２カ所	維持する	２カ所	○	維持する	阿武町調	教育委員会
健診実施率(特定健康診査)		36.7%	50.0%	34.3%	×	60.0%	阿武町調	健康福祉課

項　　目		現状値 (H27)	目標値 (R2)	実績値 (R2実績)	達成	目標値 (R7)	指標の出典	担当課
がん検診受診率	子宮がん検診 (20 歳以上)	11.1%	20.0%	9.3%	×	40.0%	阿武町調	健康福祉課
	乳がん検診 (40歳以上)	11.6%	20.0%	11.0%	×	40.0%	阿武町調	健康福祉課
ルーラルガイド認定者数		33 人	維持する	34 人	○	維持する	阿武町調	農林水産課
自治会長に占める女性の割合		１人	↑	３人	○	維持する	阿武町調	総務課

第３章
推進体制

第３章　推進体制

阿武町男女共同参画プランを実効あるものにするためには、町民、職域、行政が連携し、計画的かつ総合的に、あらゆる分野にわたる施策を実施していく必要があります。

このため、下記のとおり推進体制を整備充実します。

１　プランの推進に当たっては「阿武町男女共同参画推進本部」を中心として、全庁的に関係各課等と連携・調整を図りながら、総合的に推進します。

２　プランを効率良く推進するため、町民代表者及び学識経験者等から構成されている「阿武町男女共同参画審議会」からの助言や提言を受けて推進します。

３　目標を達成するため、町民、各種団体、民間企業、行政が一体となり推進していきます。そのためには、各種団体やグループの育成・強化を図る一方、ネットワークづくりも促進します。

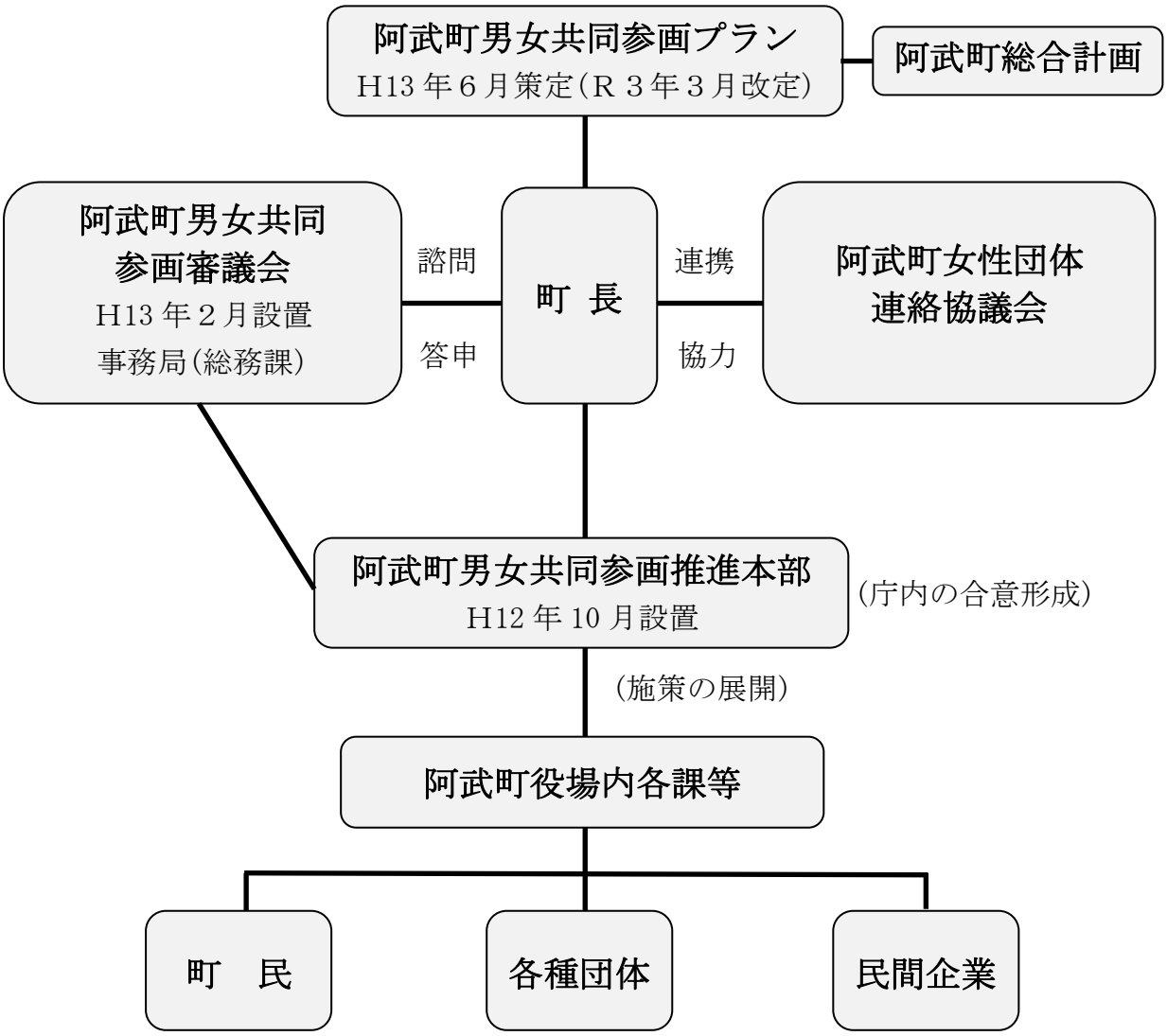

《付属資料》

男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

目次

前文
第１章　総則（第１条－第 12 条）
第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条－第 20 条）
第３章　男女共同参画会議（第 21 条－第 28 条）
附　則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思に

よって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（２）　積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は、第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（１）　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害

する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第３章　男女共同参画会議

（設置）

第 21 条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第３項に規定する事項を処理すること。

（２）　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

（３）　前２号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（４）　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）
第23条　会議は、議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）
第24条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。
２　議長は、会務を総理する。

（議員）
第25条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。
（１）　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
（２）　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
２　前項第２号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
３　第１項第２号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
４　第１項第２号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）
第26条　前条第１項第２号の議員の任期は、２年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第１項第２号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）
第27条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要　な協力を求めることができる。
２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）
第28条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則（平成11年6月23日法律第78号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）
第２条　男女共同参画審議会設置法（平成９年法律第７号）は、廃止する。

附　則（平成 11 年７月 16 日法律第 102 号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（施行の日＝平成 13 年１月６日）
（１）　略
（２）　附則第 10 条第１項及び第５項、第 14 条第３項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）
第 28 条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他　の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
(１)から(10)まで　略
(11)　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）
第 30 条　第２条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）　抄

（施行期日）
第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は、平成 13 年１月６日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

山口県男女共同参画推進条例

平成 12 年 7 月 11 日公布山口県条例第 34 号
最終改正：平成 17 年 7 月 12 日条例第 52 号

目次

前文
第１章 総則（第１条－第６条）
第２章 男女共同参画に関する基本的施策（第７条－第 19 条）
第３章 山口県男女共同参画審議会（第 20 条）
附　則

すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方を選択することができる社会を実現することは、私たち山口県民の願いであり、これまで、国際社会や国内の動向を踏まえた様々な取組が進められてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択を妨げる要因が根強く残っている。

このような状況の中で、今後、少子・高齢化の進展等、社会の急速な変化に的確に対応しつつ、男女平等を基礎とし、男女が社会のあらゆる分野において共に参画し、共に責任を分かち合うことのできる県づくりを進めていくことは、重要な課題である。

ここに、私たちは、男女が、互いにその生き方を尊重し、共に喜びを分かち合うことのできる、豊かで活力に満ちた山口県を目指すことを決意し、男女共同参画の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第１章 総則

（目的）

第１条　この条例は、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる機会を確保することが極めて重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責

任を担うことをいう。

２　この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接又は間接に性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことがないように配慮されなければならない。

３　男女共同参画は、男女が県その他の団体における施策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

４　男女共同参画は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

５　男女共同参画は、生涯にわたる妊娠、出産その他の生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、推進されなければならない。

６　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画は、国際社会の動向を勘案して、推進されなければならない。

（県の責務）

第４条　県は、前条に規定する男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、県が実施する男女共同参画に関する施策に協力する責務を有する。

（県民の責務）

第６条　県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するように努めなければならない。

２　県民は、男女共同参画を阻害するようなセクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせるような性的な言動をいう。）及び男女間の暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。）を根絶するように努めなければならない。

第２章 男女共同参画に関する基本的施策

（基本計画）

第７条　知事は、男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

２　基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

（１）　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画に関する施策の大綱

（２）　前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるように適切な措置を講ずるものとする。

４　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、山口県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

５　知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

６　前３項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（市町男女共同参画計画の策定に関する助言等）

第８条　知事は、市町に対し、当該市町の区域における男女共同参画に関する施策についての基本的な計画の策定に関し、技術的な助言、情報の提供等を行い、又は当該技術的な助言、情報の提供等を行うため必要な資料の提出を求めることができる。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第９条　県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（調査研究）

第 10 条　県は、男女共同参画に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するものとする。

（県民の理解を深めるための措置）

第 11 条　県は、広報活動等を通じて、基本理念に関する県民の理解を深めるように適切な措置を講ずるものとする。

（男女共同参画推進月間）

第 12 条　事業者及び県民の間に広く男女共同参画に対する関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。

２ 男女共同参画推進月間は、毎年 10 月とする。

３ 県は、男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）

第 13 条　県は、県民があらゆる機会を通じて男女共同参画に対する関心と理解を深めることができるようにするため、学校教育及び社会教育における男女共同参画に関する教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（民間活動に対する支援）

第 14 条 県は、事業者又は県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（推進体制の整備）

第 15 条 県は、国、市町、事業者及び県民と連携しつつ、男女共同参画に関する施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

２　県は、男女共同参画に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

（年次報告）

第 16 条　知事は、毎年、県議会に、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画に関する施策について報告するとともに、これを公表しなければならない。

（事業者の報告）

第 17 条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

（苦情の申出の処理）

第 18 条 知事は、県が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する事業者又は県民からの苦情の申出の適切な処理に努めるものとする。

２　知事は、前項の申出のうち特に必要があると認められるものについては、審議会の意見を聴くものとする。

（相談の申出の処理）

第19条　知事は、関係行政機関と協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権の侵害に関する事業者又は県民からの相談の申出の適切な処理に努めるものとする。

２　知事は、前項の申出を処理する職員（以下「男女共同参画相談員」という。）を置くものとする。

３　男女共同参画相談員は、次に掲げる事務を行う。

（１）事業者又は県民の相談に応ずること。

（２）申出の処理のために必要な調査、指導及び助言をすること。

（３）前２号に掲げるもののほか、関係行政機関への通知その他申出の処理のために必要な措置を講ずること。

４　知事は、第１項の申出のうち必要があると認めるものについては、審議会の意見を聴くことができる。

第３章 山口県男女共同参画審議会

第20条 男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務を行わせるため、審議会を置く。

２　審議会は、委員20人以内で組織する。

３　男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の４未満とならないものとする。

４　委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

５　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成12年10月１日から施行する。

（附属機関の設置に関する条例の一部改正）

２　附属機関の設置に関する条例（昭和28年山口県条例第51号）の一部を次のように改正する。

別表知事の部山口県女性問題対策審議会の項を削る。

附　則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年３月20日から施行する。

阿武町男女共同参画審議会設置条例

平成 12 年 12 月 20 日
阿武町条例第　27　号

（設置）
第１条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づき、阿武町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）
第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、男女共同参画社会の推進に関する事項について調査、審議する。

（組織）
第３条　審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。
２　委員は、学識経験者、民間団体が推薦する者、町民等のうちから町長が委嘱する。

（任期）
第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）
第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。
２　会長及び副会長の選任は、委員の互選による。
３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。
２　会議の議長は、会長をもってあてる。
３　会議は、委員の２分の１以上の出席がなければ開くことができない。
４　議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

（庶務）
第７条　審議会の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 14 年条例第 17 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年４月１日から適用する。

附　則（平成 17 年条例第 21 号）

この条例は、平成 17 年７月１日から施行する。

阿武町男女共同参画審議会委員名簿

No.	氏名	住所	選出分野等	備考
1	西　村　容　子	宇田郷	自治会長	
2	田　中　弘　美	奈　古	みどりママの会	
3	中 野 祥 太 郎	奈　古	学識経験者	
4	伊　藤　節　子	奈　古	学識経験者	
5	藤 山 千 佳 子	萩　市	企業代表	
6	白　松　靖　之	福　賀	町内PTA連絡協議会	
7	藤　田　恒　代	福　賀	女性団体連絡協議会	
8	田　中　洋　子	宇田郷	女性団体連絡協議会	
9	吉　岡　享　子	福　賀	町民代表（公募）	
10	大　谷　恵　子	宇田郷	町民代表（公募）	

任期　自　令和元年７月 12 日

至　令和３年７月 11 日

阿武町男女共同参画推進本部設置要綱

（目的及び設置）

第１条　本町の男女共同参画社会の実現に向けて、その対策を総合的かつ効果的に推進するため、阿武町男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部は、次の各号にあげる事項を所掌する。

（１）男女共同参画社会の実現に関する施策の総合的な企画に関すること。

（２）男女共同参画社会の実現に関する施策の推進及び連絡調整に関すること。

（３）その他本部長が必要と認める事項。

（組　織）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は総務課長を、副本部長は教育長をもって充てる。

３　本部長は会務を総括し、推進本部を代表する。

４　本部長に事故あるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

５　本部員は、別表１にあげる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

（会　議）

第４条　推進本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

２　議長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴き、資料の提出を求めることができる。

（庶　務）

第５条　推進本部の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附　則

この要綱は、平成 12 年 10 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年７月１日から施行する。

この要綱は、平成 29 年７月１日から施行する。

この要綱は、公布の日から施行し、平成 31 年４月１日から適用する。

別表１（第３条関係）

総務課長	まちづくり推進課長	健康福祉課長	戸籍税務課長
農林水産課長	土木建築課長	教員委員会事務局長	女性の課長職

年表「国際婦人年」以降の世界、国、県、町の動き

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
1975 (S50)	・国際婦人年世界会議にて「世界行動計画」の採択（メキシコ） ・「国際婦人の10年」を宣言	・総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置	・山口県女性問題対策審議会「国際婦人年に考える」を建議	
1976 (S51)	・「国際婦人の10年」始まる（1976～1985）	・「育児休業法」の施行 ・「民法の一部を改正する法律」の施行		
1977 (S52)		・「国内行動計画」の策定 ・「国立婦人教育会館」の開館		
1978 (S53)		・「国内行動計画第1回報告」の発行 ・婦人問題企画推進本部ﾆｭｰｽ「えがりて」の創刊	・山口県女性問題対策審議会「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」について」を建議	
1979 (S54)	・「国連婦人の10年」エスカップ地域会議（インド）の開催 ・「女性差別撤廃条約」を採択		・「よりよい社会をめざす山口県婦人行動計画」の策定 ・「勤労婦人懇話会」の設置	
1980 (S55)	・「国連婦人10年」中間年会議(デンマーク) ・「女子差別撤廃条約」署名式	・「国内行動計画第２回報告」発行 ・「女子差別撤廃条約への署名」を決定	・「山口県婦人行動対策会議」の発足	
1981 (S56)	・「女子差別撤廃条約」の発効	・「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」の制定	・山口県女性問題対策審議会「山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」答申	
1982 (S57)			・「婦人対策室」の新設 ・「婦人就業センター」の開館 ・「山口県婦人団体連絡協議会」を発足	
1983 (S58)			・「婦人青少年課」を新設	
1984 (S59)	・「国連婦人の10年エスカップ地域会議」（東京）	・「アジア太平洋地域婦人国際シンポジウム」の開催		
1985 (S60)	・「国連婦人の10年世界会議」（ケニア） ・「西暦2000年にむけての婦人地位向上のための将来戦略」の採択	・「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」の施行 ・「男女雇用機会均等法」の成立 ・「女子差別撤廃条約」の批准	・「西部婦人就業センター」の開設 ・「婦人の生活と意識に関する実態調査」を実施	

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
1986 (S61)		・「男女雇用機会均等法」の施行 ・主要政党において史上初の「女性党首」誕生	・山口県女性問題対策審議会「山口県婦人行動計画の延長について」を建議 ・「中国・四国・九州地区婦人問題推進地域会議」を開催	
1987 (S62)		・「新国内行動計画」の策定 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」推進の全国大会	・「山口県婦人教育文化会館」の竣工 ・「山東省婦人交流訪日団」の受入	
1988 (S63)		・農林水産省「農山漁村婦人の日」の設定	・山口県女性問題対策審議会「新山口県婦人行動計画の策定について」答申 ・「第二次山口県婦人行動計画」の策定 ・「婦人交流訪韓団」派遣 ・山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」を建議	
1989 (H元)		・「パートタイム労働指針」の策定	・「慶尚南道婦人交流訪日団」受入	
1990 (H2)	・「ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見なおしと評価に伴う勧告及び決議」の採択		・山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の推進と人口定住の促進をめざして」を建議 ・「山口県女性問題対策審議会」40周年記念 ・「婦人問題に関する意識調査」を実施	・「阿武町消費者団体連絡協議会」の発足
1991 (H3)		・「育児休業法に関する法律」の成立	・山口県女性問題対策審議会「育児期における条件整備」を建議	
1992 (H4)		・「育児休業等に関する法律」の施行	・山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の見なおしについて」答申	・「阿武町婦人団体連絡協議会」の発足（事務局－教育委員会）

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
1993 (H5)	・「世界会議」(ウイーン) ・「女性に対する暴力撤廃宣言」の採択(国連総会)	・「パートタイム労働法」の施行	・中国山東省婦人代表訪日団の受入 ・「第二次山口県婦人行動計画」一部改定（愛称「やまぐち女性プラン」） ・「やまぐち女性財団」の設立	
1994 (H6)	・「国際人口・開発会議」の開催（カイロ）	・「内閣総理大臣官房男女共同参画室」を発足 ・「男女共同参画審議会」の設置 ・「男女共同参画推進本部」の設置 ・「子どもの人権条約」批准 ・高校で家庭科が男女必修になる	・「女性青少年課」に課名変更（女性行政推進組織に係る名称を婦人から女性に変更） ・山口県女性問題対策審議会「第二次山口県婦人行動計画の具体的推進方策について」建議	・「阿武町婦人団体連絡協議会」の事務局を経済課に変更
1995 (H7)	・第4回世界女性会議（北京） ・「北京宣言及び行動綱領」の採択	・「育児・介護休業法」成立	・「山口県女性問題対策審議会」組織改正 ・「やまぐち女性プラン推進本部」の設置	
1996 (H8)		・国内行動計画「男女共同参画2000年プラン」の策定	・「企画部女性青少年課」から「環境生活部女性青少年課」に変更	
1997 (H9)		・「女共同参画審議会法」及び「男女共同参画審議会令」の公布 ・「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組のガイドライン」の公表 ・労働省「名称を婦人から女性に変更」婦人週間から女性週間となる	・山口県女性問題対策審議会「あらゆる分野における女性の登用促進について」建議 ・「働く女性の対策室」の新設 ・「やまぐち国際女性フォーラム」の開催	・経済課に「農村生活係」を新設
1998 (H10)			・山口県女性問題対策審議会「やまぐち男女共同参画プラン」について答申 ・「やまぐち男女共同参画プラン」の策定	
1999 (H11)		・「男女共同参画社会基本法」の公布、施行 ・「農山漁村男女共同参画推進指針」策定 ・「食糧・農業・農村基本法」の公布、施行		

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
2000 (H12)	・国連特別総会 「女性2000年会議」 （ニューヨーク）	・「男女共同参画基本計画」の策定	・「山口県男女共同参画推進条例」の施行 ・「山口県における農山漁村男女のパートナーシップに関する指標」の策定	・「男女共同参画社会形成に係る意識調査」の実施 ・「男女共同参画推進本部」の設置 ・「阿武町男女共同参画審議会」の設置
2001 (H13)		・内閣府に「男女共同参画会議」「男女共同参画局」を設置 ・「配偶者から暴力防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）制定および施行	・「女性青少年課」を「男女共同参画課」に改名 ・山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画推進条例を踏まえた男女共同参画の推進に関する施策の基本的な方向について」諮問 ・「山口県男女共同参画相談センター」開設 ・「山口県男女共同参画プラン推進本部」から「山口県男女共同参画推進本部」に変更 ・「山口県男女共同参画審議会「男女共同参画推進の基本計画策定にあたっての基本的考え方」答申	・「阿武町男女共同参画プラン」の策定
2002 (H14)			・山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画の策定について」諮問 ・山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画（案）について」答申 ・山口県男女共同参画基本計画（きらめき山口ハーモニープラン）策定	

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
2003 (H15)		・所得税法の一部改正により配偶者特別控除の一部を廃止（施行は翌年） ・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・「次世代育成支援対策法推進法」公布		
2004 (H16)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（ＤＶ防止法）改正		・幟旗の作成 「語りあい認めあう男と女の共同参画」
2005 (H17)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京＋10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）宣言文採択	・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「男女共同参画基本計画（第２次）」策定		
2006 (H18)		・「男女雇用機会均等法」改正	・「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」諮問 ・山口県男女共同参画審議会「山口県男女共同参画基本計画改定についての基本的な考え方」答申	・「第２次阿武町男女共同参画プラン」策定
2007 (H19)		・「（改正）男女雇用機会均等法」施行 ・「パートタイム労働法」改定 ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」	・山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定（案）について」諮問 ・山口県男女共同参画審議会に「山口県男女共同参画基本計画改定（案）について」答申 ・「山口県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ・「山口県人権推進指針」改定	

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
2008 (H20)		・「（改正）配偶者暴力防止法」施行 ・「（改正）パートタイム労働法」改正、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」の改正	・やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度創設 ・女性のチャレンジ応援サイト開設	
2009 (H21)		・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行 ・「育児･介護休業法」改正	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「男女間における暴力に関する調査」実施 ・「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（改定版）」策定	
2010 (H22)		・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「（改正）育児･介護休業法」施行 ・「第３次男女共同参画基本計画」策定		・阿武町次世代育成支援行動計画「阿武町こどもプラン」策定
2011 (H23)			・「山口県男女共同参画基本計画（第２次改定版）」改定 ・「やまぐち子どもきらきらプラン21（山口県次世代育成支援行動計画）」改定	・「第３次阿武町男女共同参画プラン」策定
2012 (H24)				
2013 (H25)		・「ストーカー規制法」改正	・「山口県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第２次改定版）」改定	
2014 (H26)		・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「次世代育成支援対策推進法」改正		

年	世界（国連）	国	山口県	阿武町
2015 (H27)		・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(いわゆる女性活躍推進法)」施行 ・「第４次男女共同参画基本計画」策定		・「阿武町子ども･子育て支援事業計画」策定 ・「阿武町特定事業主行動計画」策定
2016 (H28)		・一億総活躍社会の推進	・「第４次山口県男女共同参画基本計画」策定 ・「やまぐち子どもきららプラン21（山口県次世代育成支援行動計画）」改定 ・「第４次配偶者暴力対策基本計画」策定	・「第４次阿武町男女共同参画プラン」策定
2017 (H29)	「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（ＳＤＧｓ）採択			
2018 (H30)		・「（改正）育児・介護休業法」施行 ・「男女雇用機会均等法」改正		
2019 (R元)				
2020 (R2)		・「第５次男女共同参画基本計画」策定 ・「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」		
2021 (R3)		・「性犯罪・性暴力対策の集中強化期間」	・「第５次山口県男女共同参画基本計画」策定 ・「第５次配偶者暴力対策基本計画」策定	・「第５次阿武町男女共同参画プラン」策定 ・「阿武町特定事業主行動計画」改定

用語解説（注釈）

※１　ポジティブ・アクション(積極的改善措置)
　男女が社会の対等な構成員として、自分の意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供すること。

※２　一億総活躍社会
　若者も高齢者も、女性も男性も、障がいや難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、皆が包摂され活躍できる社会

※３　ライフスタイル
　生活様式のこと。衣食住などの日常の暮らしから、娯楽、職業、居住地の選択、社会との関わり方までを含む広い意味での生き方のことをいう。

※４　ＬＧＢＴＱ＋
　以下の略称である。Ｌ（レズビアン）＝性自認が女性の同性愛者、Ｇ（ゲイ）＝性自認が男性の同性愛者、Ｂ（バイセクシュアル）＝男性・女性の両方に恋愛感情を持ったり、好きになる人の性別が決まってなかったりする人、Ｔ（トランスジェンダー）＝身体の性別と性自認が一致しない人、Ｑ（クエスチョニング、クィア）＝自分の性別がわからない、意図的に決めない人など。＋は性のいろいろな多様性を表している。

※５　固定的な性別役割分担意識
　「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は外、女は内」など男女の役割を性別によって固定的にとらえる意識のこと。

※６　パタニティ・ハラスメント
　育児のための休暇や時短勤務を申し出る男性に対する嫌がらせ。

※７　エンパワーメント
　力をつけること。自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、政策決定の場などでの発言力など一人ひとりが力をつけることをいう。

※８　男性中心型労働慣行
　年功的な処遇、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方のこと。

※９　女性活躍推進法第６条に基づく市町村推進計画
　女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成 28 年４月１日に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法）」によって都道府県・市町村が策定する、当該区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。

※10　家族経営協定
　農業・漁業等に就業している個々の世帯員が共同経営者としての立場を確保し、今後の経営の方向や、生活目標を話し合った上で明確にし、同じ目的に向かって家族員間で取り決めを行うことをいう。

※11　ライフステージ
　人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階。

※12　ＩＣＴ(Information and Communication Technology)
　メール、インターネット、ＳＮＳなどを利用して、コミュニケーションをとりながら仕事をしたり、生活をしたりすることで、情報通信分野に関連する技術のことをいう。

※13　ハローワーク
　公共職業安定所のこと。「出会いを大切にしよう」という意味で全国統一の愛称をいう。

※14　マタニティ･ハラスメント
　職場などでの妊娠･出産に関する嫌がらせ。妊婦に直接嫌がらせを言うほか、妊娠を理由に自主退職を強要する、育児休暇を認めないなどの行為も含まれる。

※15　ライフサイクル
　人間が生まれてから死ぬまでの周期。人の一生を結婚、出産、就学、就職等いくつかの段階に分けたものをいう。

※16　デートＤＶ
　交際中の恋人などから受ける暴力。殴る蹴るなどの身体的暴力のほか、交遊関係を細かく監視(心理的攻撃)や性行為の強要なども含む。

※17　ＳＮＳ
　ソーシャルネットワークサービスの略。インターネット上の交流を促進するコミュニティ型会員制サービスで、誰かとつながり日記を書いたりコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができる。

※18　バリアフリー
　公共の建築物や道路、住宅等において、老人や障害者の利用にも配慮した設計のこと。

※19　ユニバーサルデザイン
　年齢や能力に関わりなく、全ての生活者に対して適合するデザイン。

※20　地域協育ネット
　幼児期から中学校卒業程度までの子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで見守り、支援するための、概ね中学校区を一まとまりとした仕組みです。「協育」という言葉には、学校・家庭・地域が「協」働し、子どもたちの生きる力を「育」むという思いが込められている。

※21　グローバル化
　社会的あるいは経済的関連が、旧来の国家や地域などの境界を越えて、地球規模に拡大して様々な変化を引き起こすこと。グローバリゼーションとも言う。

※22　マスメディア
　大衆伝達のための媒体。ここでは情報伝達媒体をいう。

阿武町男女共同参画プラン
発行日　２０２１(令和３)年４月
発　行　山口県阿武町
編　集　阿武町総務課
〒759−3622
阿武郡阿武町大字奈古2636
TEL 08388−2−3110
FAX 08388−2−2090